

令和4年第3回（9月）

川口市議会定例会

報告事項

令和4年第3回（9月）川口市議会定例会報告事項目次

報告第	17号	専決処分の報告について（工事請負契約の変更契約の締結）…	1
報告第	18号	専決処分の報告について（公用自動車による人身事故）…	2
報告第	19号	専決処分の報告について（公用自動車による人身事故）…	3
報告第	20号	専決処分の報告について（公用自動車による車両損傷事故）…	4
報告第	21号	専決処分の報告について（公用自動車による人身事故）…	5
報告第	22号	令和3年度川口市一般会計継続費精算報告書について…	7
報告第	23号	令和3年度川口市水道事業会計継続費精算報告書について…	15
報告第	24号	令和3年度川口市下水道事業会計継続費精算報告書について…	19
報告第	25号	令和3年度川口市が出資した法人の経営状況について…	22
報告第	26号	令和3年度決算に基づく川口市健全化判断比率について…	23
報告第	27号	令和3年度決算に基づく川口市資金不足比率について…	24
報告第	28号	権利の放棄の報告について（福祉資金貸付金ほか11債権）…	25
報告第	29号	権利の放棄の報告について（水道料金）…	26
報告第	30号	権利の放棄の報告について（診療費）…	27

報告第 17号

専決処分の報告について

青木会館建設工事の請負契約の変更契約を締結することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和4年9月2日提出

川口市長 奥ノ木 信夫

専 決 処 分 書

工事請負契約の変更契約を締結することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分する。

工 事 名	契 約 金 額	
	変 更 前	変 更 後
青 木 会 館 建 設 工 事	円 841,500,000	円 845,735,000

令和4年8月4日

川口市長 奥ノ木 信夫

報告第 18号

専決処分の報告について

公用自動車の交通事故に係る損害賠償の額を決定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和4年9月2日提出

川口市長 奥ノ木 信夫

専 決 処 分 書

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分する。

- 1 事 故 名 公用自動車による人身事故
- 2 事故発生年月日 令和3年10月13日
- 3 事故発生場所 川口市上青木1丁目8番22号先路上
- 4 損害賠償の相手方 川口市在住
男 性 34歳
- 5 損害賠償の額 450,710円

令和4年7月5日

川口市長 奥ノ木 信夫

報告第 19号

専決処分の報告について

公用自動車の交通事故に係る損害賠償の額を決定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和4年9月2日提出

川口市長 奥ノ木 信夫

専 決 処 分 書

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分する。

- 1 事 故 名 公用自動車による人身事故
- 2 事故発生年月日 令和3年10月28日
- 3 事故発生場所 川口市大字東本郷937番地の7先路上
- 4 損害賠償の相手方 川口市在住
男 性 73歳
- 5 損害賠償の額 1,090,990円

令和4年7月5日

川口市長 奥ノ木 信夫

報告第 20号

専決処分の報告について

公用自動車の交通事故に係る損害賠償の額を決定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和4年9月2日提出

川口市長 奥ノ木 信 夫

専 決 処 分 書

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分する。

- 1 事 故 名 公用自動車による車両損傷事故
- 2 事故発生年月日 令和3年12月20日
- 3 事故発生場所 川口市青木4丁目23番1号先路上
- 4 損害賠償の相手方 川口市在住
男 性 78歳
- 5 損害賠償の額 84,239円

令和4年7月5日

川口市長 奥ノ木 信 夫

報告第 21号

専決処分の報告について

公用自動車の交通事故に係る損害賠償の額を決定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和4年9月2日提出

川口市長 奥ノ木 信夫

専 決 処 分 書

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分する。

- 1 事 故 名 公用自動車による人身事故
- 2 事故発生年月日 令和4年1月27日
- 3 事故発生場所 川口市並木元町4番9号先路上
- 4 損害賠償の相手方 川口市在住
男 性 38歳
- 5 損害賠償の額 323,608円

令和4年7月5日

川口市長 奥ノ木 信夫

報告第 22号

令和3年度川口市一般会計継続費精算報告書について

上記継続費精算報告書を、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第145条第2項の規定により次のとおり報告する。

令和4年9月2日提出

川口市長 奥ノ木 信夫

令和3年度川口市

款	項	事業名	年度	全 体 計 画				
				年 割 額	左 の 財 源 内 訳			
					特 定 財 源			一 般 財 源
					国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
3 民生費	1 社会福祉費	青木会館改築事業(解体工事)	令和2年度	円 331,980,000	円 57,188,000	円 51,400,000	円 223,392,000	
			令和3年度	135,871,000	35,869,000	64,500,000	35,502,000	
			計	467,851,000	93,057,000	115,900,000	258,894,000	
		障害者施設改修事業(生活介護きょうほ設備改修工事)	令和2年度	6,873,000			6,873,000	
			令和3年度	8,145,000		7,300,000	845,000	
			計	15,018,000		7,300,000	7,718,000	
	2 老人福祉費	老人福祉施設整備事業(鳩ヶ谷ろうそく調整設備改修工事)	令和2年度	5,518,000			5,518,000	
			令和3年度	6,242,000		5,600,000	642,000	
			計	11,760,000		5,600,000	6,160,000	
	3 児童福祉費	保育所施設整備事業(里保所空調設備改修工事)	令和2年度	11,570,000			11,570,000	
			令和3年度	14,870,000			14,870,000	
			計	26,440,000			26,440,000	
		仲町保育所(仮称横根保育所)改築事業	令和2年度	219,060,000		106,800,000	112,260,000	
			令和3年度	267,063,000		234,000,000	33,063,000	
計			486,123,000		340,800,000	145,323,000		
4 衛生費	2 清掃費	朝日環境センタープラント維持補修事業(排ガス処理設備等)	令和2年度	94,720,000			94,720,000	
			令和3年度	216,030,000		216,030,000		
			計	310,750,000		216,030,000	94,720,000	
6 農業費	1 農業費	グリーンセンター再整備事業(フアイールドック遊具等整備)	令和元年度	368,750,000	154,000,000	154,000,000	60,750,000	
			令和2年度	451,314,000	211,000,000	199,900,000	40,414,000	
			令和3年度	496,966,000		372,700,000	124,266,000	
			計	1,317,030,000	365,000,000	726,600,000	225,430,000	

継 続 費 精 算 報 告 書

実 績					比 較				
支 出 済 額	左 の 財 源 内 訳				年 割 額 と 支 出 済 額 の 差	左 の 財 源 内 訳			
	特 定 財 源			一 般 財 源		特 定 財 源			一 般 財 源
	国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他			国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
円	円	円	円	円	円	円	円	円	
100,350,900	50,000,000	45,000,000		5,350,900	231,629,100	7,188,000	6,400,000		218,041,100
367,500,000	35,869,000	64,500,000		267,131,000	△231,629,000	0	0		△231,629,000
467,850,900	85,869,000	109,500,000		272,481,900	100	7,188,000	6,400,000		△13,587,900
6,006,700				6,006,700	866,300				866,300
9,011,160		7,300,000		1,711,160	△866,160		0		△866,160
15,017,860		7,300,000		7,717,860	140		0		140
4,703,300				4,703,300	814,700				814,700
7,055,920		5,600,000		1,455,920	△813,920		0		△813,920
11,759,220		5,600,000		6,159,220	780		0		780
					11,570,000				11,570,000
26,439,600				26,439,600	△11,569,600				△11,569,600
26,439,600				26,439,600	400				400
154,640,000		77,300,000		77,340,000	64,420,000		29,500,000		34,920,000
331,131,000		263,500,000		67,631,000	△64,068,000		△29,500,000		△34,568,000
485,771,000		340,800,000		144,971,000	352,000		0		352,000
					94,720,000				94,720,000
310,750,000			216,030,000	94,720,000	△94,720,000			0	△94,720,000
310,750,000			216,030,000	94,720,000	0			0	0
					368,750,000	154,000,000	154,000,000		60,750,000
374,619,000	154,000,000	154,000,000		66,619,000	76,695,000	57,000,000	45,900,000		△26,205,000
934,381,000	211,000,000	565,800,000		157,581,000	△437,415,000	△211,000,000	△193,100,000		△33,315,000
1,309,000,000	365,000,000	719,800,000		224,200,000	8,030,000	0	6,800,000		1,230,000

款	項	事業名	年度	全 体 計 画				
				年 割 額	左 の 財 源 内 訳			
					特 定 財 源			一 般 財 源
					国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
9 消防費	1 消防費	消防庁舎等改修事業(消防局空調設備改修工事)	令和2年度	円 156,882,000	円	円	円	円 156,882,000
			令和3年度	86,207,000				86,207,000
			計	243,089,000				243,089,000
10 教育費	2 小学校費	小学校施設整備事業(飯仲小学校プール建設工事)	令和2年度	132,579,000	12,911,000	22,800,000		96,868,000
			令和3年度	56,786,000	15,461,000	3,300,000		38,025,000
			計	189,365,000	28,372,000	26,100,000		134,893,000
	3 中学校費	中学校施設整備事業(学鳩ヶ谷中学校建設工事)	令和2年度	183,060,000	12,911,000	22,800,000		147,349,000
			令和3年度	61,465,000	33,165,000	2,600,000		25,700,000
			計	244,525,000	46,076,000	25,400,000		173,049,000
	4 高等学校費	新市立高等学校建設事業(アリーナ棟等建設工事)	平成30年度	410,949,000		360,000,000		50,949,000
			令和元年度	2,672,259,000		2,365,600,000	300,000,000	6,659,000
			令和2年度	3,653,300,000		3,102,100,000	550,000,000	1,200,000
			令和3年度	434,653,000		269,900,000	164,753,000	
			計	7,171,161,000		6,097,600,000	1,014,753,000	58,808,000
			令和2年度	175,965,000		158,300,000		17,665,000
		高等学校建設事業(第2校地グラウンド整備工事)	令和3年度	776,988,000		682,900,000		94,088,000
			計	952,953,000		841,200,000		111,753,000
			令和2年度	96,643,000		86,900,000		9,743,000
高等学校建設事業(第2校地体育館耐震補強等工事)		令和3年度	138,724,000		124,800,000		13,924,000	
		計	235,367,000		211,700,000		23,667,000	

実 績					比 較				
支出済額	左 の 財 源 内 訳				年割額と支出済額の差	左 の 財 源 内 訳			
	特 定 財 源			一 般 財 源		特 定 財 源			一 般 財 源
	国県支出金	地 方 債	そ の 他			国県支出金	地 方 債	そ の 他	
円	円	円	円	円	円	円	円	円	
50,820,000				50,820,000	106,062,000				106,062,000
192,269,000				192,269,000	△106,062,000				△106,062,000
243,089,000				243,089,000	0				0
72,610,000	12,738,000	9,500,000		50,372,000	59,969,000	173,000	13,300,000		46,496,000
116,755,000	13,698,000	16,600,000		86,457,000	△59,969,000	1,763,000	△13,300,000		△48,432,000
189,365,000	26,436,000	26,100,000		136,829,000	0	1,936,000	0		△1,936,000
16,460,000	1,453,000	3,000,000		12,007,000	166,600,000	11,458,000	19,800,000		135,342,000
228,064,500	45,996,000	22,400,000		159,668,500	△166,599,500	△12,831,000	△19,800,000		△133,968,500
244,524,500	47,449,000	25,400,000		171,675,500	500	△1,373,000	0		1,373,500
383,010,000		335,700,000		47,310,000	27,939,000		24,300,000		3,639,000
1,393,600,000		1,218,300,000	171,661,000	3,639,000	1,278,659,000		1,147,300,000	128,339,000	3,020,000
2,518,806,440		2,113,900,000	398,247,440	6,659,000	1,134,493,560		988,200,000	151,752,560	△5,459,000
2,864,949,500		2,429,700,000	435,249,500		△2,430,296,500		△2,159,800,000	△270,496,500	
7,160,365,940		6,097,600,000	1,005,157,940	57,608,000	10,795,060		0	9,595,060	1,200,000
151,050,000		135,900,000		15,150,000	24,915,000		22,400,000		2,515,000
800,034,200		705,300,000		94,734,200	△23,046,200		△22,400,000		△646,200
951,084,200		841,200,000		109,884,200	1,868,800		0		1,868,800
87,500,000		78,700,000		8,800,000	9,143,000		8,200,000		943,000
147,867,000		133,000,000		14,867,000	△9,143,000		△8,200,000		△943,000
235,367,000		211,700,000		23,667,000	0		0		0

款	項	事業名	年度	全 体 計 画				
				年 割 額	左 の 財 源 内 訳			
					特 定 財 源			一 般 財 源
					国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
	6 社会教育費	鳩ヶ谷公民館改築事業 (解体工事)	令和2年度	円 79,611,000	円 2,447,000	円	円 77,164,000	円
			令和3年度	75,815,000	3,797,000		50,000,000	22,018,000
			計	155,426,000	6,244,000		50,000,000	99,182,000

実 績					比 較				
支出済額	左 の 財 源 内 訳				年割額と支出済額の差	左 の 財 源 内 訳			
	特 定 財 源			一 般 財 源		特 定 財 源			一 般 財 源
	国県支出金	地 方 債	そ の 他			国県支出金	地 方 債	そ の 他	
円 56,624,050	円 2,497,000	円	円	円 54,127,050	円 22,986,950	円 △50,000	円	円	円 23,036,950
98,801,000	3,747,000		50,000,000	45,054,000	△22,986,000	50,000		0	△23,036,000
155,425,050	6,244,000		50,000,000	99,181,050	950	0		0	950

報告第 23号

令和3年度川口市水道事業会計継続費精算報告書について

上記継続費精算報告書を、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）
第18条の2第2項の規定により次のとおり報告する。

令和4年9月2日提出

川口市長 奥ノ木 信夫

令和3年度川口市水道事業

款	項	事業名	年度	全体計画		
				年割額	左の財源内訳	
					企業債	損益勘定 留保資金等
1 資本的支出	1 建設改良費	浄配水場ろ過設備更新事業（新郷浄水場）	令和2年度	円 279,197,000	円	円 279,197,000
			令和3年度	299,018,000		299,018,000
			計	578,215,000		578,215,000
		浄配水場自家発電装置更新事業（横曽根浄水場）	令和2年度	104,840,000		104,840,000
			令和3年度	217,698,000		217,698,000
			計	322,538,000		322,538,000
		浄配水場配水ポンプ制御盤更新事業（神根浄水場）	令和2年度	211,700,000		211,700,000
			令和3年度	89,906,000		89,906,000
			計	301,606,000		301,606,000

業 会 計 継 続 費 精 算 報 告 書

実	績		比	較	
支払義務発生額	左 の 財 源 内 訳		年割額と支払 義務発生額の 差	左 の 財 源 内 訳	
	企 業 債	損 益 勘 定 留 保 資 金 等		企 業 債	損 益 勘 定 留 保 資 金 等
円	円	円	円	円	円
201,810,000		201,810,000	77,387,000		77,387,000
336,860,000		336,860,000	△37,842,000		△37,842,000
538,670,000		538,670,000	39,545,000		39,545,000
97,560,000		97,560,000	7,280,000		7,280,000
148,202,000		148,202,000	69,496,000		69,496,000
245,762,000		245,762,000	76,776,000		76,776,000
91,050,000		91,050,000	120,650,000		120,650,000
137,981,000		137,981,000	△48,075,000		△48,075,000
229,031,000		229,031,000	72,575,000		72,575,000

報告第 24号

令和3年度川口市下水道事業会計継続費精算報告書について

上記継続費精算報告書を、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）
第18条の2第2項の規定により次のとおり報告する。

令和4年9月2日提出

川口市長 奥ノ木 信夫

令和3年度川口市下水道

款	項	事業名	年度	全 体 計 画			
				年 割 額	左 の 財 源 内 訳		
					企 業 債	国庫補助金	そ の 他
1 資本的支出	1 建設改良費	東川口駅周辺浸水対策事業	令和元年度	円 77,000,000	円 38,500,000	円 38,500,000	円
			令和2年度	2,023,000,000	1,045,100,000	977,900,000	
			令和3年度	666,500,000	371,800,000	294,200,000	500,000
			計	2,766,500,000	1,455,400,000	1,310,600,000	500,000
		東川口駅周辺浸水対策事業（施工監理業務）	令和2年度	9,900,000	9,900,000		
			令和3年度	9,900,000	9,800,000		100,000
			計	19,800,000	19,700,000		100,000

事業会計継続費精算報告書

実 績				比 較			
支払義務発生額	左 の 財 源 内 訳			年割額と支払義務発生額の差	左 の 財 源 内 訳		
	企 業 債	国庫補助金	そ の 他		企 業 債	国庫補助金	そ の 他
円 77,000,000	円 38,500,000	円 38,500,000	円	円 0	円 0	円 0	円
1,263,800,000	631,900,000	631,900,000		759,200,000	413,200,000	346,000,000	
1,268,026,000	704,400,000	563,600,000	26,000	△601,526,000	△332,600,000	△269,400,000	474,000
2,608,826,000	1,374,800,000	1,234,000,000	26,000	157,674,000	80,600,000	76,600,000	474,000
6,600,000	6,600,000			3,300,000	3,300,000		
8,360,000	8,360,000			1,540,000	1,440,000		100,000
14,960,000	14,960,000			4,840,000	4,740,000		100,000

報告第 25号

令和3年度川口市が出資した法人の経営状況について

川口市が出資した下記法人の経営状況に関する書類を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により別添のとおり提出する。

記

- 1 一般財団法人 川口中小企業共済協会
- 2 川口市土地開発公社
- 3 公益財団法人 川口産業振興公社
- 4 公益財団法人 川口市公園緑地公社
- 5 川口都市開発株式会社
- 6 公益財団法人 川口市勤労福祉サービスセンター
- 7 公益財団法人 川口市スポーツ協会
- 8 公益財団法人 川口総合文化センター
- 9 公益財団法人 川口緑化センター

令和4年9月2日提出

川口市長 奥ノ木 信夫

報告第 26号

令和3年度決算に基づく川口市健全化判断比率について

上記健全化判断比率を、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により次のとおり報告する。

令和4年9月2日提出

川口市長 奥ノ木 信夫

(単位：%)

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
健全化判断比率	—	—	3.4	4.6
早期健全化基準	11.25	16.25	25.0	350.0
財政再生基準	20.00	30.00	35.0	

報告第 27号

令和3年度決算に基づく川口市資金不足比率について

上記資金不足比率を、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により次のとおり報告する。

令和4年9月2日提出

川口市長 奥ノ木 信夫

(単位：%)

	水道事業会計	下水道事業会計	病院事業会計
資金不足比率	—	—	—
経営健全化基準	20.0	20.0	20.0

報告第 28号

権利の放棄の報告について

川口市債権管理条例（令和元年条例第38号）第14条各号の規定により権利の放棄を執行したので、同条例第15条の規定により次のとおり報告する。

記

1 放棄した債権の名称、件数及び額

34件 10,507,966円

(1) 福祉資金貸付金	4件	490,000円
(2) 緊急生活支援特別資金貸付金	3件	290,000円
(3) 生活保護費返還金	3件	2,299,877円
(4) 障害福祉サービス費返還金	1件	3,425,206円
(5) 児童扶養手当返還金	2件	213,740円
(6) ひとり親家庭等医療費返還金	2件	21,627円
(7) 児童手当返還金	2件	80,000円
(8) 墓地管理料	1件	2,470円
(9) 一般被保険者返納金	11件	183,782円
(10) 住宅使用料	1件	919,300円
(11) 奨学資金貸付金回収金	3件	2,532,400円
(12) 学校給食費	1件	49,564円

2 放棄の事由

法人が事業を休止し将来その事業を再開する見込みが全くないこと、破産法第253条第1項に基づく免責許可決定がなされたこと又は債務者が死亡若しくは所在が不明であることから回収が不可能であるため、債権を放棄したもの。

3 放棄の時期

令和4年3月31日

令和4年9月2日提出

川口市長 奥ノ木 信夫

報告第 29号

権利の放棄の報告について

川口市債権管理条例（令和元年条例第38号）第14条各号の規定により権利の放棄を執行したので、同条例第15条の規定により次のとおり報告する。

記

1 放棄した債権の名称、件数及び額

水道料金 1, 361件 7, 717, 197円

2 放棄の事由

法人が事業を休止し将来その事業を再開する見込みが全くないこと、破産法第253条第1項に基づく免責許可決定がなされたこと若しくは債務者が死亡若しくは所在が不明であることから回収が不可能又は債権金額が少額で取立てに要する費用に満たないと認められることから回収が不相当であるため、債権を放棄したものの。

3 放棄の時期

令和4年3月31日

令和4年9月2日提出

川口市長 奥ノ木 信夫

報告第 30号

権利の放棄の報告について

川口市債権管理条例（令和元年条例第38号）第14条各号の規定により権利の放棄を執行したので、同条例第15条の規定により次のとおり報告する。

記

1 放棄した債権の名称、件数及び額

診療費 67件 14,799,517円

2 放棄の事由

破産法第253条第1項に基づく免責許可決定がなされたこと若しくは債務者が死亡若しくは所在が不明であることから回収が不可能又は債権金額が少額で取立てに要する費用に満たないと認められることから回収が不適當であるため、債権を放棄したもの。

3 放棄の時期

令和4年3月31日

令和4年9月2日提出

川口市長 奥ノ木 信夫